

佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

議事案件

平成26年3月10日

佐嘉神社記念館 3階

目 次

	頁
議事 1 平成 25 年度主要事業の実績報告について	
(1) 高齢者要望等実態調査の概要について……………	1
(2) 要介護等の認定に係る状況……………	4
(3) 介護保険給付費執行状況……………	4
(4) 介護保険料の賦課収納状況……………	4
(5) 介護サービス事業者に対する指導等の状況……………	4
議事 2 平成 26 年度主要事業について	
(1) 第 6 期介護保険事業計画の策定について……………	5
(2) 平成 26 年度介護報酬改定の概要について……………	8

議事 1 平成 25 年度主要事業の実績報告について

(1) 高齢者要望等実態調査の概要について

ア 事業の趣旨

平成 27 年度から平成 29 年度までの第 6 期介護保険事業計画の策定を平成 26 年度に行う予定である。

計画策定は、要介護者等の実態を踏まえ、介護給付等対象サービスの需要を把握するものとされており、要介護者等の実態に関する調査が必要であるため、本広域連合は、高齢者要望等実態調査を平成 25 年度に実施した。

イ 調査の概要

第 5 期計画の策定から、厚生労働省が、地域包括ケアの推進を図るため、地域や高齢者の課題等をよりの確に把握する手法として新たに「日常生活圏域ニーズ把握手法」を示した。

第 6 期の調査においても、第 5 期事業計画を踏襲し、厚生労働省が作成した日常生活圏域ニーズ調査の項目に、佐賀県内の介護保険者で組織する佐賀県介護保険制度推進協議会で吟味した内容を加味したものとした。

(調査項目の内容)

一般高齢者で 9 問、要介護等認定者で 11 問を加えた。

・一般高齢者の追加項目

健診等に関して	2 問
介護予防に関して	2 問
普段の生活について	4 問
介護・介助について	1 問

・要介護等認定者の追加項目

健診等に関して	2 問
普段の生活について	4 問
災害時の対応について	4 問
介護・介助について	1 問

ウ 調査の実施について

調査基準日 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

調査期間 平成 25 年 10 月 1 日 (火) から 10 月 31 日 (木) まで

エ 調査対象

(住民登録・介護認定抽出の基準日：平成25年7月31日)

対象者区分	抽出率及び件数		
	抽出率	件数	調査方法
サービス利用者 要支援1・2	50%	1,315	広域連合にケアマネ登録している事業者による面接調査
サービス利用者 要介護1～5	50%	2,450	広域連合にケアマネ登録している事業者による面接調査
施設入所者 (介護3施設、グループホーム、特定施設) 要介護5まで	50%	1,450	平成25年6月の給付実績がある居住系サービス事業者による面接調査
サービス未利用者 要支援1・2	100%	1,149	郵便による送付・回収
サービス未利用者 要介護1～5	100%	725	郵便による送付・回収
一般高齢者	12%	8,043	郵便による送付・回収

オ 調査実施の広報について

(1) 新聞広報

佐賀新聞・西日本新聞の広告欄への掲載

9月29日、10月5日(佐賀県介護保険制度推進協議会による実施)

(2) テレビ広報

S T Sサガテレビの15秒CM(51回)

10月1日～10月10日(佐賀県介護保険制度推進協議会による実施)

(3) 構成市町の広報誌への掲載

(参考)

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(抄)

(平成18年厚生労働省告示第314号)

第二 介護保険事業計画の作成に関する事項

4 要介護者等の実態の把握

市町村は、要介護者等の実態を踏まえ、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の需要を的確に把握した上で、市町村介護保険事業計画を作成する。この場合、市町村は必要に応じて、当該市町村が定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査(以下「日常生活圏域ニーズ調査等」という。)を行うこととする。都道府県は、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設などへの転換の予定等に関する調査を行い、その調査の結果を市町村に提供するとともに、市町村が日常生活圏域ニーズ調査等や病院、診療所、介護老人保健施設等の利用者に関する調査(病院及び診療所における長期入院患者の実態の把握を含む。)を行う場合においては、その調査の実施が円滑に行われるよう、関係者相互間の連絡調整を含め、積極的に協力すること。

なお、介護給付等対象サービスの供給についても、市町村は、都道府県と連携して、これを把握すること。

(2) 要介護等の認定に係る状況

別冊資料

(3) 介護保険給付費執行状況

別冊資料

(4) 介護保険料の賦課収納状況

別冊資料

(5) 介護サービス事業者に対する指導等の状況

別冊資料

議事 2 平成 26 年度主要事業について

(1) 第 6 期介護保険事業計画の策定について

ア 概要

介護保険法第 117 条第 1 項の規定により、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、平成 27 年度から平成 29 年度までの介護保険事業計画の策定を行う。

イ 事業計画策定スケジュール

審議内容については、第 5 期の計画策定時内容を参考として記載。

		主 要 事 項
平26 6月	第1回介護保険事業計画策定委員会	(1) 策定スケジュールについて (2) 高齢者要望等実態調査の概要について (3) 第5期の給付実績の分析
7月	第2回介護保険事業計画策定委員会	(1) 第6期介護保険事業計画について (2) 高齢者人口及び要介護等認定者数の推計 (3) 介護保険3施設・居住系サービスの整備状況について (4) 介護給付に係わるサービスの利用者数及びサービス見込量の推計
8月	広域連合議会定例会	
9月	第3回介護保険事業計画策定委員会	(1) これからの介護サービスのあり方について (2) これからの地域支援事業のあり方について
10月	介護保険事業計画策定委員会 (又は分科会)	・介護保険制度のあり方について
11月	第4回介護保険事業計画策定委員会	(1) 介護保険サービス給付費の推計について (2) 第6期介護保険料の算定に向けて
12月	第5回介護保険事業計画策定委員会	・第6期佐賀中部広域連合介護保険事業計画素案について
平27 1月	第6回介護保険事業計画策定委員会	・第6期佐賀中部広域連合介護保険事業計画最終案について
2月	広域連合議会定例会	・保険料改定に係る条例・予算議案を提出
3月	介護保険運営協議会	・第6期佐賀中部広域連合介護保険事業計画について (報告)

ウ 介護保険事業計画策定委員会について

第6期介護保険事業計画策定に向けて、各種の意見を反映するため、介護保険事業計画策定委員会を設置する。

・委員の構成について

第2期～第5期と同様に、現在の介護保険運営協議会の委員を策定委員会の委員としたい。

(第2期～第5期の介護保険事業計画に係る策定委員会)

介護保険運営協議会の委員を、策定委員会の委員としていた。

(参考)

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(抄)

(平成18年厚生労働省告示第314号)

第二 介護保険事業計画の作成に関する事項

3 介護保険事業計画の作成のための体制の整備

介護保険事業計画を作成するに当たっては、そのための体制の整備を図ること。この場合においては、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用している要介護者等をはじめ被保険者の意見を反映すること。

(二) 介護保険事業計画作成委員会等の開催

介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするのが求められる。このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者(第一号被保険者及び第二号被保険者を代表する者をいう。以下同じ。)、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等の中から市町村又は都道府県の判断により参加者を選定し、介護保険事業計画作成委員会等を開催すること。この場合においては、事務を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。なお、介護保険事業計画を作成する過程では、その他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮すること。

佐賀中部広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 佐賀中部広域連合における平成27年度から平成29年度までの介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に当たり，学識者，被保険者等の意見を反映するため，佐賀中部広域連合介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は，次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 事業計画に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 介護給付等対象サービスの必要量の見込み，確保のための方策及び円滑な提供を図るための事業その他介護保険法（平成9年法律第123号）第116条第1項に規定する基本指針において定められた事項
- (3) その他事業計画の策定に当たり必要な事項

（組織）

第3条 策定委員会の委員は40人以内とし，次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉の関係者
- (3) 被保険者の代表者等
- (4) 関係行政機関の代表者

2 委員の任期は，第2条に規定する策定委員会の所掌事務が終了したときまでとする。
（会長及び副会長）

第4条 策定委員会に会長1名及び副会長2名を置き，委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は，会務を総理し，会議の議長となる。
- 3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，会長があらかじめ指名した順番により，その職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会の会議は，会長が招集する。

- 2 策定委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。
- 3 策定委員会は，必要に応じて関係者の出席を求め，その意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 策定委員会の庶務は，佐賀中部広域連合事務局総務課において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか，策定委員会の運営に関し必要な事項は，会長が策定委員会に諮って定める。

(2) 平成26年度介護報酬改定の概要について

ア 改定の経緯

平成26年1月15日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において、平成26年度の介護報酬改定は、消費税率8%への引上げに伴って、消費税対応分を補填する対応を行うこととされた **(改定率0.63%)**。

介護報酬告示は、パブリックコメント後に改正される予定となっている。

イ 給付費の推計

介護保険事業計画において給付費を記載している。改定率が小さいこと及び認定者数が事業計画推計値より若干下回っていることより、現行の給付費推計値で、その変動幅が吸収できるため事業計画の修正は行わない。

ウ 改定の概要

① 介護報酬における対応

○ 上乘せの方法としては、**基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算があれば、それらにも上乘せを行う。**

○ 基本単位数への上乗せ率は、各サービスの課税割合に税率引上げ分を乗じて算出する。

○ 加算の取扱いについては、基本単位数に対する割合で設定されている加算、福祉用具貸与に係る加算の上乗せ対応は行わない。

○ その他の加算のうち、課税費用の割合が大きいものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用に係る上乘せ対応を行う。

また、課税費用の割合が小さいものなど、個別に上乘せ分を算出して対応することが困難なものについては、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乘せ対応を行う。

② 基準費用額、特定入所者介護サービス費（居住費・食費関係）、区分支給限度基準額における対応

○ **基準費用額については**、平均的な費用の額等を勘案して定められるものであり、食費、居住費の実態を調査した結果を踏まえて**据え置く**。

○ 利用者の**負担限度額については**、入所者の所得状況等を勘案して決めていることから**見直さない**。

○ **区分支給限度基準額については**、消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、**引き上げる**。

○ なお、**特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額**については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、**引き上げない**。